

(案)

麻生区ガイドマップ2027広告掲載契約書

川崎市（以下「甲」という。）及び_____（以下「乙」という。）は、各々対等の立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 甲は、甲が発行する麻生区ガイドマップ2027（以下「冊子」という。）に掲載する広告を乙に取り扱わせることとする。

2 甲及び乙は、この契約書に基づき、別紙広告掲載仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。

4 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

5 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（広告の仕様及び内容等）

第2条 広告の仕様及び内容等は、川崎市広告掲載要綱（平成17年11月21日付17川財財第298号。以下「掲載要綱」という。）、川崎市広告掲載基準（平成17年11月21日付17川財財第298号。以下「掲載基準」という。）、広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）及び広告募集説明書の内容を満たさなければならない。

2 乙は、広告主及び広告内容について、事前に甲に報告し、甲の承認を得なければならない。

3 甲から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

4 広告主を募るにあたっては、甲が斡旋及び媒介をしているような誤解を招くことがないように執り行わなければならない。

（広告に関する責任）

第3条 乙は、乙が取り扱う広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを、甲に対し保証するものとする。

2 乙が取り扱う広告に関する一切の責任は乙が負うものとし、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、この限りではない。

3 第1項及び第2項について、本契約が終了した後も有効に存続するものとする。

(案)

(配布期間)

第4条 広告を掲載した冊子の配布期間は、仕様書に記載のとおりとする。ただし、仕様書に定める発行部数の配布が終了したときはその時点までとする。

2 甲は、前項に定める配布期間中は、乙に通知をせず冊子を増刷し配布を行うことができるものとする。

(契約金額)

第5条 広告掲載料は、_____ 枠分 (枠数に応じた金額を記載) 円 (消費税及び地方消費税を含む。) とする。

(契約金の支払い)

第6条 乙は、前条の契約金について、本件契約締結後、甲が定める期限までに、甲が発行する納入通知書により納入する。

2 乙が第2条及び前項に規定する内容を履行しない場合には、甲は広告を掲載する義務を免れ、冊子に広告を掲載しないことができるものとする。

3 前項に規定する場合において、乙は契約金に相当する額を甲に支払わなければならない。

4 第1項の支払期限を遅延し、かつ、督促状の指定期限までに納入しないときは、納入期限の翌日から遅延日数に応じ、契約金に相当する額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じた額を、乙は延滞金として甲に納入しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であったときは、その端数金額又はその金額を徴収しない。

5 乙の責めに帰すべき事由により広告を掲載できなかったときは、乙は、甲に対し、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(広告の仕様変更)

第8条 甲は、必要があると認められるときは、広告の仕様変更の内容を乙に通知して、広告の仕様を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(案)

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(著作権等の使用)

第10条 乙は、広告原稿の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 契約の履行及び掲載後の広告に関して第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担しなければならない。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約金を、その納入期限後3月以上経過しても納めないとき。
- (2) 乙が掲載要綱及び掲載基準に規定する規制業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (3) 第1号及び第2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 乙が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (5) 乙が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (6) 乙の経営状態が悪化し、又はそのおそれのあると認められる相当の理由があり、そのことにより契約金の支払いをすることができないと認められるとき。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- (9) 乙が、第14条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額以内において甲の定める額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 甲は、第1項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害を及ぼしたときでも、その損害を賠償しない。

(案)

- 4 甲が、第1項に掲げる事由により本件契約を解除した場合において、甲に損害が生じるときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 5 甲は、第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 6 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

- 第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。
- (1) 第8条の規定により仕様書を変更したため契約金額が3分の2以上増加したとき。
- (2) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(契約の費用)

- 第14条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(補則)

- 第15条 この契約に定めるもののほか、乙は、川崎市契約規則(昭和39年4月1日川崎市規則第28号)及び関係法令に定めるところに従わなければならない。
- 2 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 川 崎 市
川 崎 市 長 福 田 紀 彦 印

乙 _____
住 所
商号又は名称
代表者名 印